

## 屋久島観光協会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、屋久島観光協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 187-1 に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、屋久島・口永良部島及びその周辺海域の自然と、この地域に生活する人々によって培われてきた伝統文化を、類い希な観光の資源として認識し、伝統文化の振興と将来にわたっての自然環境の保全を図りながら、これらを生かした観光事業の推進に努め、もって屋久島・口永良部島観光の末永い持続的な繁栄、地域の経済及び文化の発展並びに地域住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致促進及び観光客受入体制の強化に関する事業
- (2) 観光資源たる自然環境の保全及び観光地の整備・美化維持に関する事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業
- (4) 収益事業

2 前項各号の事業は、屋久島町において行う。

3 第1項第1号の事業は、屋久島町と県内又は県外との間の事業として行うことができる。

### 第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 この協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 屋久島町に住所を有し、この協会の目的に賛同するもの。ただし、事業者にあつては、次条による入会申込の時点で、屋久島及び口永良部島において営業しているもの。
- (2) 賛助会員 この協会の事業を援助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 この協会に特に功労のあつたもので総会の議決をもって推薦されたもの

(会員の資格)

第6条 この協会の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承諾を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、総会において定める額を支払う義務を負う。

2 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て、正会員から臨時会費を徴収することができる。

3 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったとき（名誉会員にあっては、第2号に該当するとき）は、総会の決議によって該当会員を除名することができる。

- (1) この会則その他の規則に違反したとき
- (2) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項(1)の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨あらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡、又は解散したとき

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 会則の変更
- (4) 会員の除名
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 役員報酬等の額
- (7) 前各号他この協会の運営に関する重要な事項

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、正会員に対し会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の7日前までに通知をしなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 会則の変更

(4) 解散

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任)

第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前条第1項の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 出席者数

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第20条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 10人以上15人以内
- (4) 特別理事 2人
- (5) 監事 2人

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は理事の中から総会の決議によって選任する。

3 特別理事は屋久島町観光担当課長及び他公益法人理事等とし、総会での承認を必要とする。

4 この協会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 この協会の監事には、この協会の理事及びこの協会の使用人が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 役員を選任その他の事項については、理事会の決議を経て別に定める。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、職務を執行する。

2 会長は、この協会を代表して業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この協会の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任するものが就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会において別に定める役員の報酬等及び費用に関する規定による。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第32条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時、場所

(2) 出席した理事の氏名

(3) 議決事項

(4) 議事の経過の概要及び結果

## 第7章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第33条 この協会に、理事会の決議を経て、この協会の運営を円滑に行うための委員会及び部会を置くことができる。

2 委員会及び部会の組織、構成及び運営に関する必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 資産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の議決を経て別に定める。

(事業年度)

第36条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この協会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 決算
- (4) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、会則を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所へ備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第39条 この協会が資金の借入れを行おうとする場合は、当該年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ総会において総正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第40条 この会則は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この協会は、総会の決議により解散する。

(残余財産の処分)

第42条 この協会が解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経てこの協会と類似の目的を有する他の団体へ寄付する。

## 第10章 事務局その他

(事務局)

第43条 この協会に事務局を置き、重要な職員の任免は理事会の承認を得て会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第44条 この会則が定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める

## 附 則

1. この会則は、平成31年4月1日から施行する。
2. この協会の設立当初の役員任期は、第24条1項及び2項の規定にかかわらず、最初の通常総会の開催までとする。
3. この協会の設立当初の事業年度は第36条の規定にかかわらず、設立の日から平成32年3月31日までとする。
4. この協会の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は第37条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。